

調査基準基本価格又は最低制限基本価格 **(建築工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事)**

「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表1に掲げる**調査基準基本価格**及び「愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表に掲げる**最低制限基本価格**の計算式について、建築工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては以下のとおりとする。

なお、「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」**第8条**の定める失格判断基準については、同要綱別表2のとおりとする。

$$\{ \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.2 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.1$$

※ 算定においては、**費目ごと**に所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。